

□ 岩見沢市地域公共交通活性化協議会専門部会規程の改正について
(北村及び栗沢地域審議会の委員の参画について)

現在、北村及び栗沢地域審議会から上條委員、堤委員にご参画いただいておりますが、平成 28 年 3 月 26 日で、各地域審議会が終了（北村及び栗沢町との合併から 10 年が経過）のため、以下のとおりお諮りいたします。

- 協議会委員の委嘱期間が約 1 年残っており（平成 29 年 3 月 31 日まで）、引き続き委員を続けていただきたいと考えております。

つきましては、協議会委員につきましては「北村地区の公共交通の利用者（前北村地域審議会委員）」、「栗沢地区の公共交通の利用者（前栗沢地域審議会）」とさせていただき、専門部会の別表の所属組織・団体は、「北村地区の公共交通の利用者（前北村地域審議会委員）」、「栗沢地区の公共交通の利用者（前栗沢地域審議会）」と変更させていただき、引き続きのご参画をお願いしたいと考えております。

・協議会委員選出

協議会規程（案）の第4条に基づき、(5) 地域公共交通の利用者として、町会連合会を始め、北村及び栗沢地域審議会などに対し、参画のお願いと委員の推薦を依頼し、ご推薦いただいた上條委員、堤委員にご参画いただいております。協議会規程上は、「地域審議会」という具体的な組織名の記載はありません。

なお委員の委嘱期間は、平成29年3月31日までで約1年残っております

・専門部会委員選出

専門部会規程（案）の第3条に基づき、専門部会の趣旨に鑑み、協議会の委員のうち主として利用者側の委員の方に専門部会委員としてのご参画をお願いしております。専門部会規程上、別表にて所属組織として各地域審議会の名称の記載があります。

○岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

（組織）

第4条 協議会は、下記の各号に掲げる区分の中から岩見沢市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 岩見沢市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員のうち行政機関の職員である者の任期は、当該行政機関の職にある期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員（第1項ただし書に規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成27年1月26日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この規約の施行後最初の委員（第5条ただし書に規定する委員を除く。）の任期は、同条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

○岩見沢市地域公共交通活性化協議会専門部会規程（抜粋）

（組織）

第3条 専門部会は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）委員のうち、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、協議会会長が認める場合、所属する組織・団体の協議会委員以外の者を専門部会委員とすることを妨げない。

別表

協議会規約 第4条に定める区分	所属組織・団体
地域公共交通の利用者	岩見沢市町会連合会
	岩見沢市老人クラブ連合会
	岩見沢市PTA連合会
	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議
	<u>北村地域審議会</u>
	<u>栗沢地域審議会</u>
学識経験者	北海道大学大学院工学研究院
その他市長が必要と認める者	岩見沢市中心市街地活性化協議会
	一般社団法人 岩見沢市観光協会



【改正案】

協議会規約 第4条に定める区分	所属組織・団体
地域公共交通の利用者	岩見沢市町会連合会
	岩見沢市老人クラブ連合会
	岩見沢市PTA連合会
	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議
	<u>北村地区の公共交通の利用者（前北村地域審議会委員）</u>
	<u>栗沢地区の公共交通の利用者（前栗沢地域審議会委員）</u>
学識経験者	北海道大学大学院工学研究院
その他市長が必要と認める者	岩見沢市中心市街地活性化協議会
	一般社団法人 岩見沢市観光協会

